

大瀬中学校いじめ防止基本方針

(令和7年4月改訂)

内子町立大瀬中学校

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの生徒にも起こり得る」という基本認識に立ち、本校の生徒が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「大瀬中学校いじめ防止基本方針」を策定するものである。

1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となり、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、いじめ未然防止活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践するものである。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こっている場所は学校の内外を問わない。

（「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）第2条）

(3) いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に取り組むことが必要である。以下いじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果

たし、一体となって取り組む問題である。

2 いじめ防止のための対策の内容に関する事項（未然防止のための取組等）

（1）生徒や学級の様子を知るために

生徒や学級の様子を知るためには、教職員の気付きが大切である。同じ目線で物事を考え、生徒と場を共にすることが必要である。その中で、生徒の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが重要である。

（2）互いに認め合い、支え合う仲間づくりのために

生徒は、周りの環境に大きな影響を受ける。生徒にとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が生徒に対して愛情をもち、温かい学級経営や教育活動を展開することが、生徒に自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となる。

ア 教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払わなければならない。また、障がい（発達障がいを含む）について、正しく理解し、生徒の障がい特性に応じた指導を行うことが大切である。

イ 授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で認められる経験が、生徒を成長させ、教職員の温かい声かけが生徒の自己肯定感につながるものである。

（3）命や人権を尊重し豊かな心を育てるために

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道德教育、また、様々な関わりを深める体験活動や「大瀬人権まつり」を中心とした学習活動を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントである。

ア 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒に理解させることが大切である。また、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。また、いじめられる側にもそれなりの理由や原因があるとの意見など、いじめの問題について部分的にでもいじめられる側の責に帰す論理は断じて受け入れられない。いじめ問題に対しては、いじめる側が悪いのだ、というぶれない認識で臨むことが必要である。いじめは人間として絶対に許されない卑劣な行為である、という指導が首尾一貫して徹底されなければならない。

イ 道德教育の充実

いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切

になる。道徳の授業では、生徒の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うことが重要である。いじめを受けたときの訴え方など、実践的で有益な知識・態度を生徒全員に周知徹底する。

ウ 「大瀬人権まつり」の実践

小学校、地域の自治センターと連携した「大瀬人権まつり」に全生徒が関わり、人権標語やポスターの製作、人権劇の創作等を行うことをとおして、人権意識の高揚を図り、地域の一人としての自覚を高める。

(4) 保護者や地域への働きかけ

P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換に関する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催、学校・学年だよりなどによる広報活動を行う。

3 いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、生徒に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集することが重要である。

(1) 教職員のいじめに気付く力を高めるために

教職員は、人権感覚を磨き、生徒たちの言葉をきちんと受けとめ、生徒たちの立場に立ち、生徒たちを守るという姿勢が大切である。

(2) いじめ発見の手だて

本人や周辺の生徒からの情報を得るため、定期的を実施するアンケートや教育相談を充実させることにより、いじめの早期発見に努める。また、学校生活における生徒の観察をとおして、生徒の変化を見逃さないことを心がけ、毎朝の職員朝会において情報交換する。

(3) いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている生徒を守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。

<いじめの態様と抵触する可能生のある刑罰法規>

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる一脅迫、名誉毀損、侮辱
- ② 仲間はずれ、集団による無視—刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同

様に毅然とした対応が必要

- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりして叩かれたり、蹴られたりする—暴行
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする—暴行、傷害
- ⑤ 金品をたかられる—恐喝
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする—窃盗、器物破損
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする—強要、強制わいせつ
- ⑧ SNSやオンラインゲームのチャットで、誹謗中傷や嫌なことをされる—名誉毀損、侮辱

【注】いじめが該当する可能性のある犯罪行為の例

暴行（刑法第 208 条）、傷害（刑法第 204 条）、強要（刑法第 223 条）、強制わいせつ（刑法第 176 条）、恐喝（刑法第 249 条）、窃盗（刑法第 235 条）、器物損壊等（刑法第 261 条）、脅迫（刑法第 222 条）、名誉毀損、侮辱（刑法第 230 条、231 条）、児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第 7 条）、私事性的画像記録提供（リベンジポルノ）（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第 3 条）、自殺関与（刑法第 202 条）

4 早期発見のための手だて

（1）日々の観察

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒たちの様子に目を配る。教職員が生徒たちと共に過ごす機会を積極的に設けることや、教室にいじめ相談の窓口があることを知らせる掲示などの工夫を行う。

（2）観察の視点

少人数に伴う人間関係の固定化により、言動に細やかな配慮に欠けたり、グループ化により特定生徒が孤立化したりするなどの弊害が起こりやすい。学級担任を中心に、生徒の人間関係がどうであるかなどを積極的に把握し、気になる言動などに対して適切な指導を行うことが大切である。

（3）教育相談（S T トーク）

定期的な教育相談週間を設けて、生徒、保護者を対象にした教育相談を実施するなど、相談体制を整備することが必要である。

5 相談しやすい環境づくりをすすめるために

生徒たちが、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。教職員はそのことを十分に認識し、その対応について細心の注意を

払う必要がある。学校内に組織を設け、1人の教職員が対応するだけでなく、組織的な対応が重要である。

(1) 本人からの訴えには

保健室や相談室等を一時的に危険回避のための場所として提供するものとし、担任や養護教諭、スクールカウンセラーを中心に、本人の心身のケアに努める。

(2) 周りの生徒からの訴えには

情報の発信者として個人を尊重し、発信元を明かさないなどの方法を取り、安心感を与えることが重要。また、その生徒へのいじめが新たに発生することがないように、相談時間や場所を確保し、日頃から相談を受ける体制を整えておく必要がある。

(3) 保護者からの訴えには

保護者がいじめに気付いた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが重要である。

6 いじめに対する措置

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に行い、解決に向けて学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。

(1) いじめ情報のキャッチ

(2) 正確な実態把握

- 当事者双方、周りの生徒から聞き取り、記録する。

(3) 指導体制、方針決定

- 指導のねらいを明確にし、全ての教職員の共通理解を図る。
- 教育委員会、関係機関等との連携を図る。

(4) 生徒への指導・支援

- いじめられた生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
- いじめた生徒に、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行い、いじめは決して許されない行為であるという人権意識をもたせる。

(5) 保護者との連携

- 直接会って具体的な対策を話し、協力を求める。

(6) 今後の対応

- 継続的に指導や支援を行う。
- スクールカウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- 心の教育の充実を図る。

7 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その場でいじめを止めるとともに、いじめに関わる者に適切な指導をおこなわなければならない。併せて、直ちに管理職に連絡する。

(1) いじめられた生徒、いじめを知らせた生徒の保護

いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

(2) 事実確認と情報の共有

いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじている生徒から聞き取るとともに、周囲の生徒や保護者などの第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。

8 いじめが起きた場合の対応

(1) いじめられた生徒に対して

ア 事実確認とともに、まず、心情を受け入れ、共感することで心の安定を図る。

イ 最後まで守ること、秘密を守ることが伝える。

ウ 必ず解決するということを伝える。

エ 自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるように配慮する。

(2) いじめられた生徒の保護者に対して

ア 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。

イ 学校の方針を伝え、今後の対応について協議する。

ウ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。

エ 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。

オ 家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するように伝える。

(3) いじめた生徒に対して

ア いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。

イ 心理的な孤立感、疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

(4) いじめた生徒の保護者に対して

ア 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者の気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする想いを伝える。

イ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。

ウ 生徒の変容を図るため、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

(5) 周りの生徒に対して

ア 当事者だけの問題にとどめず、学級、学年及び学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。

イ 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級、学年及び学校全体に示す。

ウ はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。

(6) 継続した指導

ア いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行うことを怠ってはならない。

イ 教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況についての把握に努める。

ウ いじめられた生徒に肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。

エ いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。

(7) いじめが解消されている状態とは

ア いじめ行為が止んでいること

被害者に対する心理的・物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（目安：少なくとも3か月）継続していること。

イ いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

9 ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

未然防止には、第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話の使い方の変化など、被害を受けている生徒が発するサインを見逃さないように、保護者との連携が不可欠である。ネット上のいじめを発見した場合は、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

(1) ネット上のいじめとは

SNSやオンラインゲームのチャットを利用して、特定の生徒の悪口や誹謗中傷等をインターネット上の Web サイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。

(2) 未然防止のためには

学校での校則遵守の徹底、情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が重要であることから保護者と密接に連携、協力し双方で指導を行う。

(3) 早期発見・早期対応のためには

ア インターネット上での悪口や誹謗中傷等の対応等、具体的な対応方法を生徒、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。

イ 学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。

ウ 学校等における情報モラル教育などを進めるとともに、保護者の理解を求めることが必要である。

10 いじめ対応防止等の対策のための組織の設置

本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した「いじめ対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全体で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行うものである。また組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、常にチーム体制の適正化を図るものである。

(1) いじめ対策委員会の設置

《いじめ対策委員会》

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学級担任

- いじめ対策委員会は、必要に応じてその都度開催する。
- いじめ事案の発生時は、緊急対応会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班を編成し対応する。

(2) いじめ防止指導計画の整備について

いじめ未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を作成し、学校全体でいじめ問題に取り組む。

11 重大事態への対処

学校は、重大事態に対処し、その当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、大瀬中学校いじめ調査委員会を設け、質問票の使用その他適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。校長は、重大事態であると判断した場合、又は児童生徒や保護者から重大事態である旨の申立てがあった場合（ただし、申立てに係るいじめが起こり得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らしていじめの重大事態に当たらないことが明らかである場合を除く。）、直ちに教育委員会に報告する。

(1) 重大事態とは

- いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき(生徒が自殺を企図した場合・身体に重大な傷害を負った場合・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合)
- いじめにより生徒が相当期間学校を欠席することを余儀なくされていると認められるとき(不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているよう場合には、上記目安に関わらず、教育委員会又は学校の判断により対処する。)

○ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

(2) 調査主体：内子町立大瀬中学校

(3) 調査を行うための組織：大瀬中学校いじめ調査委員会
構成員

大瀬中学校いじめ対策委員会・大瀬地区民生児童委員・内子町教育委員会教育長・同学校教育課長・同指導主事・P T A会長・同副会長・臨床心理士・愛媛県発達障害者支援センター(医師)
--

① 重大事案の発生

② 学校長から内子町教育委員会へ報告

③ 内子町教育委員会から内子町長へ報告

④ 大瀬中学校いじめ調査委員会設置

⑤ 調査方針の決定

⑥ 事実関係を明確にするための調査実施

⑦ いじめを受けた生徒・保護者に対する事実関係等その他必要な情報の提供

⑧ 内子町長に調査結果の報告を行う。

いじめ早期発見のためのチェックリスト

1 いじめが起こりやすい・起こっている集団

- ☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている
- ☐ 教職員がいないと清掃がきちんとできていない
- ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- ☐ グループ分けをすると特定の子どもが残る
- ☐ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある
- ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- ☐ 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている

2 いじめられている生徒

● 日常の行動・表情の様子

- ☐ わざとらしくはしゃいでいる
- ☐ おどおど、にやにや、にたにたしている
- ☐ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない
- ☐ 顔色が悪く、元気がない
- ☐ 早退や一人で下校することが増える
- ☐ 遅刻・欠席が多くなる
- ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ☐ 時々涙ぐんでいる
- ☐ 友達に悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

● 授業中・休み時間

- ☐ 発言すると友達から冷やかされる
- ☐ 一人でいることが多い
- ☐ 班編成の時孤立しがちである
- ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる
- ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- ☐ 教職員の近くにいたがる
- ☐ 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

● 昼食時

- ☐ 好きな物を他の生徒にあげる
- ☐ 他の生徒の机から机を離している
- ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- ☐ 食べ物にいたずらされる

● 清掃時

- ☐ いつも雑巾がけやゴミ捨てなどの当番になっている
- ☐ 一人で離れて掃除をしている

● その他

- ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- ☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- ☐ 理由もなく成績が突然下がる
- ☐ 服に靴の跡がついている
- ☐ ボタンが取れたり、ポケットが破れたりしている
- ☐ 手や足に擦り傷やあざがある
- ☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- ☐ 必要以上のお金を持ち、友達におごるなどする

3 いじめている生徒

- ☐ 多くのストレスを抱えている
- ☐ 家庭や学校で悪者扱いされていると思っている
- ☐ あからさまに教職員の機嫌をとる
- ☐ 特定の生徒にのみ仲間意識を持つ
- ☐ 教職員によって態度を変える
- ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない
- ☐ グループで行動し、他の生徒に指示を出す
- ☐ 他の生徒に対して威嚇する表情をする
- ☐ 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉をつかう